

## 業務委託契約書（案）

1 件 名 香芝市物価高騰対応重点支援ギフトカード支給事業に係る調達、発送、コールセンター等業務

2 履行場所

3 契約期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日

4 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地  
香芝市  
市長 三橋和史 印

受注者 住所

氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、上記の業務の委託契約に関し、この契約書に基づき、別冊の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。）を履行しなければならない。

(委託業務の処理)

第2条 受注者は、発注者に個人情報保護方針を策定したコンプライアンス・プログラム（以下「個人情報保護方針等」という。）を提出しなければならない。

2 受注者は、発注者が提供した個人情報については個人情報保護方針等に沿って、その他の媒体については善良なる管理者の注意をもって管理し、委託業務を処理しなければならない。

3 受注者は、この契約書に明示されていない事項であっても、業務の性質上当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担でこれを処理しなければならない。

4 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(委託業務の日程等)

第3条 この契約による委託業務の遂行に当たり、必要となる資料及び報告書等の提出の期限等あらかじめ定めておく必要のある事項については、発注者及び受注者が協議の上、これを決定し、相互にその期限を厳守するものとする。

(業務処理責任者等)

第4条 受注者は、委託業務に係る責任者を定め、責任者及び従事者（再委託先又は下請先の従事者を含む。）の氏名及び従事内容又は権限を発注者に通知しなければならない。

(一括再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報及び機密情報の守秘義務等)

第6条 受注者は、委託業務を処理するに当たり、知り得た発注者の保有個人情報及び機密情報（以下「個人情報等」という。）について一切これを他に漏らし、若しくは外部に提供し、又は委託業務の処理に係る電子計算機を発注者の許可なく外部に接続してはならない。

2 前項に規定する受注者の守秘義務は、この契約終了後も継続するものとし、委託業務に従事した者（再委託先又は下請先の従事者を含む。）に対してこの契約終了後及び退職後も守秘義務が存続することを周知しなければならない。

3 前条ただし書の場合において、受注者は、再委託又は下請の相手方に対して、この契約中、発注者の個人情報等に対する受注者の遵守義務に係る条項を継承する旨を周知しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別紙1に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(緊急連絡先の提出)

第8条 受注者は、委託業務に係る情報漏えい、サイバー攻撃による被害等の重大な情報セキュリティ事故（インシデント）等への対応に備え、緊急時の連絡先を発注者に通知しなければならない。

（委託業務の検収等）

第9条 受注者は、発注者に対して業務完了報告書を提出する。

- 2 発注者は、受注者から前項の業務完了報告書が提出されたときは、直ちに検収を行い、検収の結果、当該内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不適当と認めた場合は、受注者は、無償で再処理を行うものとする。

（契約金額の支払）

第10条 受注者は、前条第2項の検収に合格したときは、速やかに支払請求書を発注者に提出し、発注者は、支払請求書受理後30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。

（危険負担）

第11条 委託業務の実施に起因して発注者若しくは第三者に損害を及ぼした場合又は納入前の成果物に滅失若しくは毀損の損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 納入後の成果物に滅失毀損が生じた場合には、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者の負担とする。

（目的外使用の禁止）

第12条 受注者は、発注者が文書をもって指示したとき以外は、この契約による委託業務に係る個人情報等をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（データ等の保護管理及び廃棄等）

第14条 受注者は、委託業務に係るデータの処理、保管及び移転の各段階において、当該データの保護及び管理が適正に行われるよう万全の注意を払わなければならない。

- 2 この契約が完了した時点において、受注者は、発注者が提供した個人情報等の廃棄（文書にあっては、シュレッダー等による裁断等を施すものとする。）及び記録内容の完全な消去又は発注者に対し、個人情報等が記録された文書、磁気媒体等の返還を行わなければならない。
- 3 受注者は、委託業務の完了時に、発注者が提供した個人情報等の廃棄が完了した旨の完了証明書を提出しなければならない。

（データ記録媒体等の搬送）

第15条 受注者は、データ記録媒体等の搬送に当たっては、記録媒体毎の物理的特性に留意するとともに、搬送中におけるデータの散逸、毀損等事故のないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

（事故発生報告等）

第16条 受注者は、委託業務を処理する過程で事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合には、データ記録媒体の記録内容が第三者に漏えいし、又は毀損等しないよう適切な措置を講ずるとともに直ちに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、事故発生の原因、委託業務処理への影響、再発防止策等を記載した事故発生報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。

(遅延利息)

第17条 受注者がその責めに帰すべき理由により履行期限内にこの契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者がその責めに帰すべき理由により、第10条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約内容の変更)

第18条 発注者は、必要によりこの契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定により契約を変更するときは、発注者及び受注者が記名押印した書面によって行うものとする。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、完了した委託業務及び引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、修補又は代替物の引渡し若しくは不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- (2) 受注者が個人情報等の管理に関する契約事項を履行しないことにより発注者又は第三者に損害が生じたとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 受注者が次条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（業務委託契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約に係る下請契約、再委託契約、資材又は原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ この契約に係る下請契約等を締結するに当たり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に受けた損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 第1項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されているときは、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定により契約の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(その他の提出書類)

第22条 受注者は、この契約に定めるもののほか、発注者が指定する必要な書類について、発注者の指示により提出しなければならない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第25条 発注者と受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 別紙1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (個人情報の適切な管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (責任体制の整備)

第6 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (作業責任者等の届出)

第7 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

#### (従事者の監督及び教育)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図ら

れるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育及びこの契約による業務の適切な履行に必要な教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託における条件)

第10 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対してこの委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

#### (資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (取扱状況等についての指示等)

第12 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況及びこの契約の

遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求める、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

なお、再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合も同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。